

奈良県告示第三百七十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により、第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止の一部を次のとおり解除する。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象狩猟鳥獣の種類

イノシシ及びニホンジカ

二 対象区域

奈良市（ニホンジカにあつては、平成十七年三月三十一日において添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村であつた地域に限る。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市の一部（吉野川以北の区域に限る。）、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町、磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、宇陀郡曾爾村及び御杖村、高市郡高取町及び明日香村、北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町及び河合町並びに吉野郡吉野町の一部（吉野川以北の区域に限る。）及び大淀町

三 期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 捕獲等の禁止の解除の内容

くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの）の使用禁止の解除